

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○行政不服審査法による公示送達……………

……………（総務局総務部法務課）…一

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………

……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…一

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………（同）…二

○公共測量の実施（四件）……………

……………（都市整備局都市基盤部調整課）…二

○建築基準法による意見の聴取……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

公告

○開発行為に関する工事完了（二件）……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…五

告示

●東京都告示第千六百九十四号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十

一条第二項及び第三項の規定に基づき、左記のとおり公示送達する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小池 百合子

記

一 送達を受けるべき者の住所及び氏名

審査請求時の住所 東京都葛飾区小菅一丁目三十五番

一号A

現住所 不明

審査請求人 小田 有祐

二 公示事項

審査請求人が、平成二十八年十一月十三日付けで当庁に提起した審査請求について、当庁は、平成二十九年四月二十四日付けで裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付できない。よって、右裁決書の謄本は、当庁（総務局総務部法務課）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は、当庁に出頭の上受領されたい。

●東京都告示第千六百九十五号

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小池 百合子

一日時 平成二十九年十一月二十七日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ディアハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 岩間 泰輔

(三) 主たる事務所の所在地 杉並区方南二丁目十二番十四号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七六八九三号

(五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十七日

一日時 平成二十九年十一月二十七日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社オクトハウス

(二) 代表者氏名 代表取締役 井上 浩明

(三) 主たる事務所の所在地 中央区佃二丁目十八番四号鎌田ビル三〇一

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六一四五号

(五) 免許年月日 平成二十五年十二月二十七日

一日時 平成二十九年十一月二十七日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 有限会社ネオ・トップ

(二) 代表者氏名 取締役 河部 新

(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六八五五号

(五) 免許年月日 平成二十六年七月二十五日

●東京都告示第千六百九十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 城東地所株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 穂高 正志

(三) 主たる事務所の所在地 墨田区江東橋四丁目二十二番十号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八三一一号

(五) 免許年月日 平成二十七年九月四日

二 処分年月日 平成二十九年十一月一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第千六百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 江東区

二 測量の種類 公共測量(細部図根測量)

三 測量の区域 江東区東雲一丁目及び東雲二丁目各地下

四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から平成三十年二月二十三日まで

●東京都告示第千六百九十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(現況測量及び用地測量)

三 測量の区域 港区港南一丁目、港南二丁目及び高輪三丁目各地下

四 測量の期間 平成二十九年九月十一日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第千六百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 新宿区地内

四 測量の期間 平成二十九年八月二十一日から平成三十年二月十六日まで

●東京都告示第千七百号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 豊島区東池袋四丁目地内

四 測量の期間 平成二十九年九月二十五日から平成三十年三月十六日まで

●東京都告示第千七百一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年十一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十一月二十一日(火曜日)午後三時から

二 公聴会を行う場所 昭島市役所六階六〇三会議室
昭島市田中町一丁目十七番一号

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
(東京都立川合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 中野区東中野三丁目三番四号

所氏名 学校法人中野学園 理事長 柳谷 孝

建築敷地 昭島市松原町四丁目三千八百二十二番三ほか

地域地区 第一種中高層住居専用地域ほか等

申請の概要

工事種別

新築

及び用途

スクールバス停上家

敷地面積 約九百九十七平方メートル

建築面積 約五十六平方メートル

延べ面積 約百平方メートル

構造及び階数 アルミニウム合金造
地上一階

高さ 三・二四三メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

●東京都告示第七百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千二百二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十三日

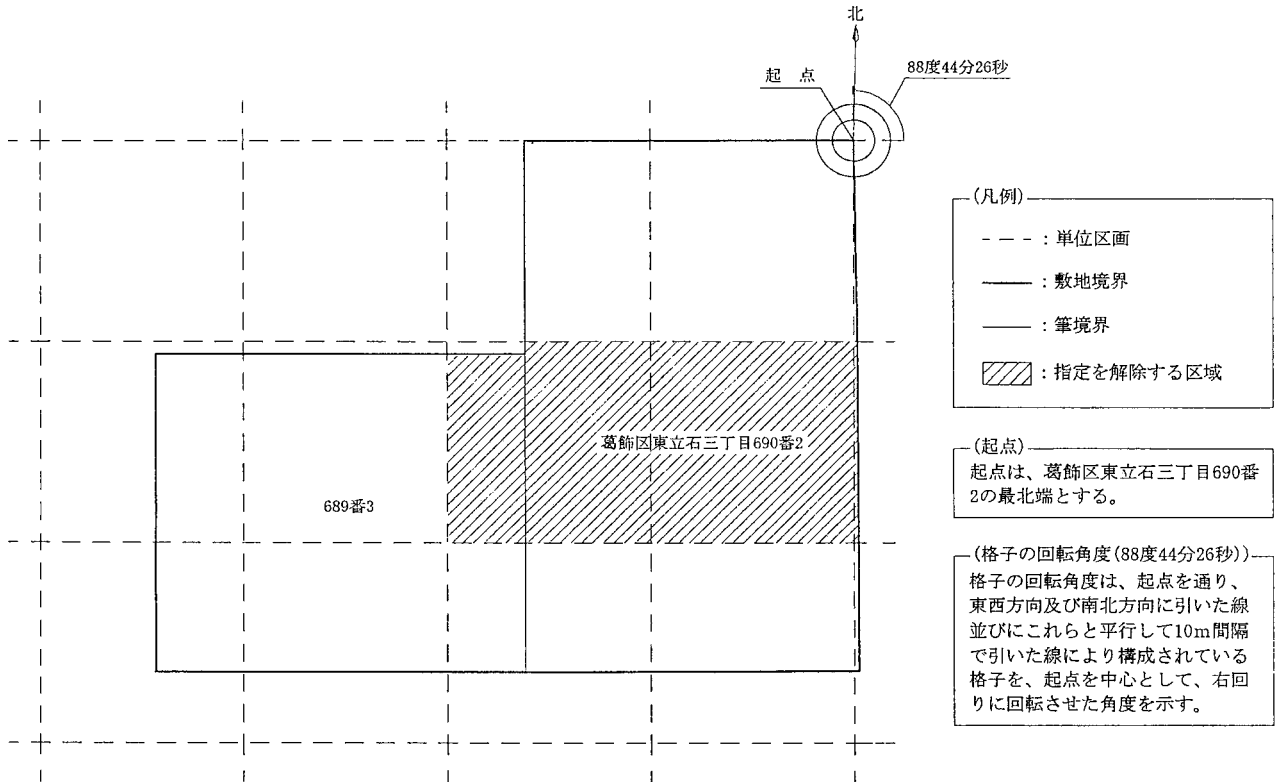
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(葛飾区東立石三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第七百三十三号

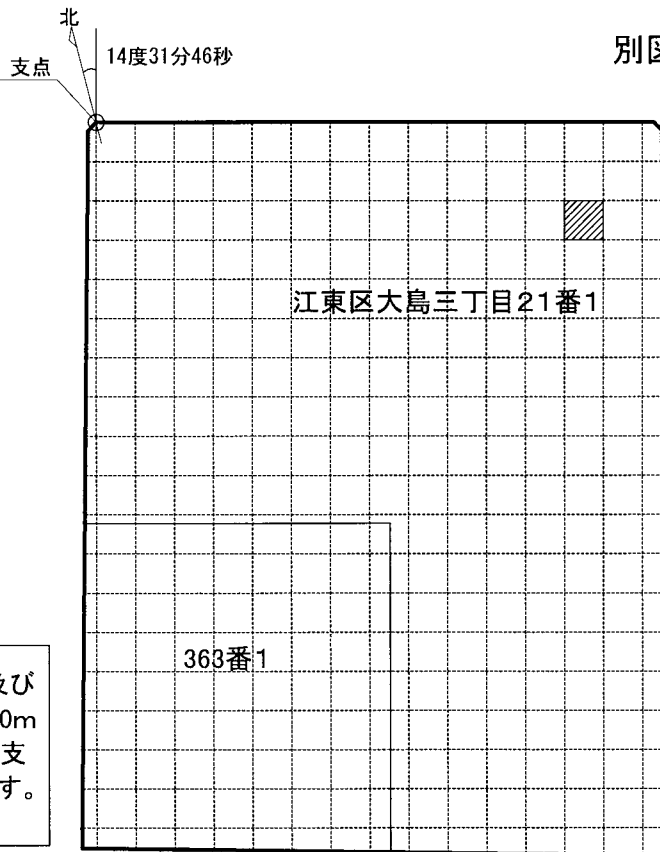
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百三十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区大島三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【支点】

支点は、江東区大島三丁目21番1の最北端とする。

【格子の回転角度(14度31分46秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市成木一丁目四百四十六番四、四百四十七番一の一部、七番地
 同番四、同番五、四百八十一番一、四百八十二番一の一部、
 四百八十四番二、四百八十七番、四百九十一番一及び四百九十二番
 青梅市成木一丁目四百四十六番四、四百四十七番一の一部、七番地
 医療法人財団良心会
 理事長 小林 暉佳

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

調布市西つじヶ丘四丁目三番八、同番九の一部、同番十
 調布市西つじヶ丘三丁目十八番五、同番六の一部、同番八、同番九の一部、同番十
 株式会社武蔵野不動産

七及び同番十八

代表取締役 石井 洋子

東村山市秋津町一丁目二十六番五、同番十一の一部、同番十三、同番十四、同番二十、同番二十一の一部、同番二十三、同番二十九及び二十八番二十

東村山市秋津町一丁目二十六番地十一
小俣 純

二十

西東京市芝久保町二丁目千五百九十三番六、同番七、同番十、千五百九十六番十三、同番十四、同番十七から同番十九まで、同番二十一から同番二十三まで、同番二十五、同番二十六、同番三十及び同番三十一

西東京市芝久保町二丁目四番四号
小林 伸市

調布市深大寺元町三丁目二十五番七、同番八及び同番十の各一部

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜一

調布市小島町一丁目二十八番十八、同番十九及び同番二十一の各一部

神奈川県横浜市都筑区大丸九番十六号
株式会社日興タカラコーポレーション
代表取締役 藤田 充彦

三鷹市大沢四丁目百十五番四の一部

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

